明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第四十条の四第三十一項中「乗合自動車又は」を削り、同項を同条第三十六項とし、同条第三十項中「二・五トンを超え」及び「乗合自動車又は」を削り、同項第一号イ中「ハ」を「ロからニまでに掲げる自動車の種別に応じ、同表」に改め、同号ロ中「(3)」を「(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表」に改め、同項第二号中「未満」の下に「(車両総重量が二・五トン以下の自動車にあつては、百十五以上百二十未満)」を加え、同項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、「又は貨物自動車」を削り、同項第一号イ中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ロ中「四分の一」を「二分の一」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十八項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十八項第二号中「令和二年度燃費基準達成レベルが百二十以上百四十未満」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上九十未満であり、かつ、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十七項中「第九十条の十二第二項第二号ハ」を「第九十条の十二第二項第二号ホ」に、「次の各号に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車」を「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているもの」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三十二項とし、同条第二十六項中「第九十条の十二第二項第二号ロ」を「第九十条の十二第二項第二号ニ」に改め、「乗合自動車又は」を削り、同項を同条第三十一項とし、同条第二十五項中「第九十条の十二第二項第二号イ」を「第九十条の十二第二項第二号ハ」に改め、「乗合自動車又は」を削り、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項中「第九十条の十二第二項第一号ハ」を「第九十条の十二第二項第一号ニ」に改め、「乗合自動車又は」を削り、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

28　法第九十条の十二第二項第二号イに規定する車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

29　法第九十条の十二第二項第二号ロに規定する車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているものとする。

第四十条の四第二十三項中「第九十条の十二第二項第一号ハ」に改め、「二・五トンを超え」及び「乗合自動車又は」を削り、同項第一号イ中「ハ」を「ロからニまでに掲げる自動車の種別に応じ、同表」に改め、同号ロ中「(3)」を「(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表」に改め、同項第二号中「未満」の下に「(車両総重量が二・五トン以下の自動車にあつては、百二十以上百二十五未満)」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、「又は貨物自動車」を削り、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　法第九十条の十二第二項第一号ロに規定する車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロからニまでに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第四十条の四第二十一項を削り、同条第二十項中「第九十条の十二第一項第六号ハ(1)(i)」を「第九十条の十二第一項第六号ホ(1)」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第九十条の十二第一項第六号ハ」を「第九十条の十二第一項第六号ホ」に、「次の各号に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準（同項第六号ハ(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車」を「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているもの」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「二・五トンを超え」及び「又は貨物自動車」を削り、「同項第六号イ」を「同項第六号イ(1)」に改め、同項第一号中「(3)」を「(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百五」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

20　法第九十条の十二第一項第六号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているものとする。

21　法第九十条の十二第一項第六号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第四十条の四第十七項中「第九十条の十二第一項第六号イ(1)」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第九十条の十二第一項第六号イ」を「第九十条の十二第一項第六号イ(1)」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の前に次の一項を加える。

16　法第九十条の十二第一項第六号イに規定する乗用自動車で財務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているものとする。

第四十条の五第一項中「第四条の二」を「第四条の三」に改める。

第四十条の六第二項第一号イ中「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改め、同項第二号イ及びロ中「第六号」の下に「、第三十九条の二」を加える。